

真備地区復興計画

平成31年3月 策定

令和 2年3月 改定

令和 3年3月 改定

岡山県倉敷市

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨（背景・策定の目的）	1
2 対象地域	1
3 計画の構成	1
4 計画の期間	2
第2章 復興に向けた基本理念・基本方針	3
1 復興に向けて共有する思い	3
2 復旧・復興に向けたまちの課題	4
3 復興に向けた基本理念・基本方針	5
第3章 復興に向けた主要な施策・具体的な取組・事業期間	7
1 経験を活かした災害に強いまちづくり	8
2 みんなで住み続けられるまちづくり	22
3 産業の再興による活力あるまちづくり	30
4 地域資源の魅力をのばすまちづくり	37
5 支え合いと協働によるまちづくり	41
第4章 復興計画の推進に向けて	47
1 計画の推進体制の構築	47
2 計画の進捗管理	48
資料編	49
1 真備地区復興計画策定までの流れ	51
2 真備地区復興計画の推進に向けて	56
3 用語の解説	59

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨（背景・策定の目的）

平成30年7月豪雨により甚大な被害が生じた真備地区において、被災された住民が一日も早く落ち着いた生活を取り戻し、真備地区外で仮住まいをされている方々も真備に戻り、安心して暮らしていけるよう、将来に渡って安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

また、豊かな自然と歴史・文化に包まれた真備として再生・発展していくためには、住民と行政等が協働して復旧・復興に向けて取り組んでいく必要があります。

このことから、復興に向けた基本理念や基本方針を定めるとともに、今後取り組むべき主要な施策を体系的にまとめ、具体的な取組や事業期間を示し、復興への道筋となる真備地区復興計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

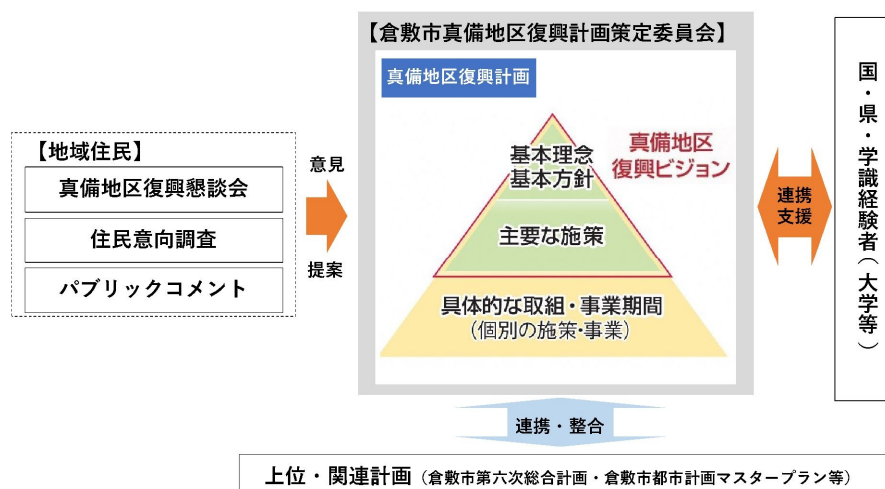
2 対象地域

本計画の対象地域は、平成30年7月豪雨により甚大な被害が生じた倉敷市真備町の全域とします。

3 計画の構成

本計画の策定にあたり、住民や復興に携わる多くの方々の声を反映させるため、真備地区復興懇談会の開催や各種の住民意向調査等を行うとともに、倉敷市真備地区復興計画策定委員会を設置し検討を行い、平成30年12月には、復興に向けた大きな方向性となる基本理念や基本方針、今後取り組む主要な施策等を定めた「真備地区復興ビジョン」（以下「復興ビジョン」という。）を策定しました。

本計画は、この復興ビジョンで掲げた基本理念や基本方針、主要な施策等とともに、具体的な取組、事業期間等を具体化したものです。



■ 復興計画と上位・関連計画との関係

本計画は、市の目指すまちの姿や、取り組む内容を示した倉敷市第六次総合計画や倉敷市

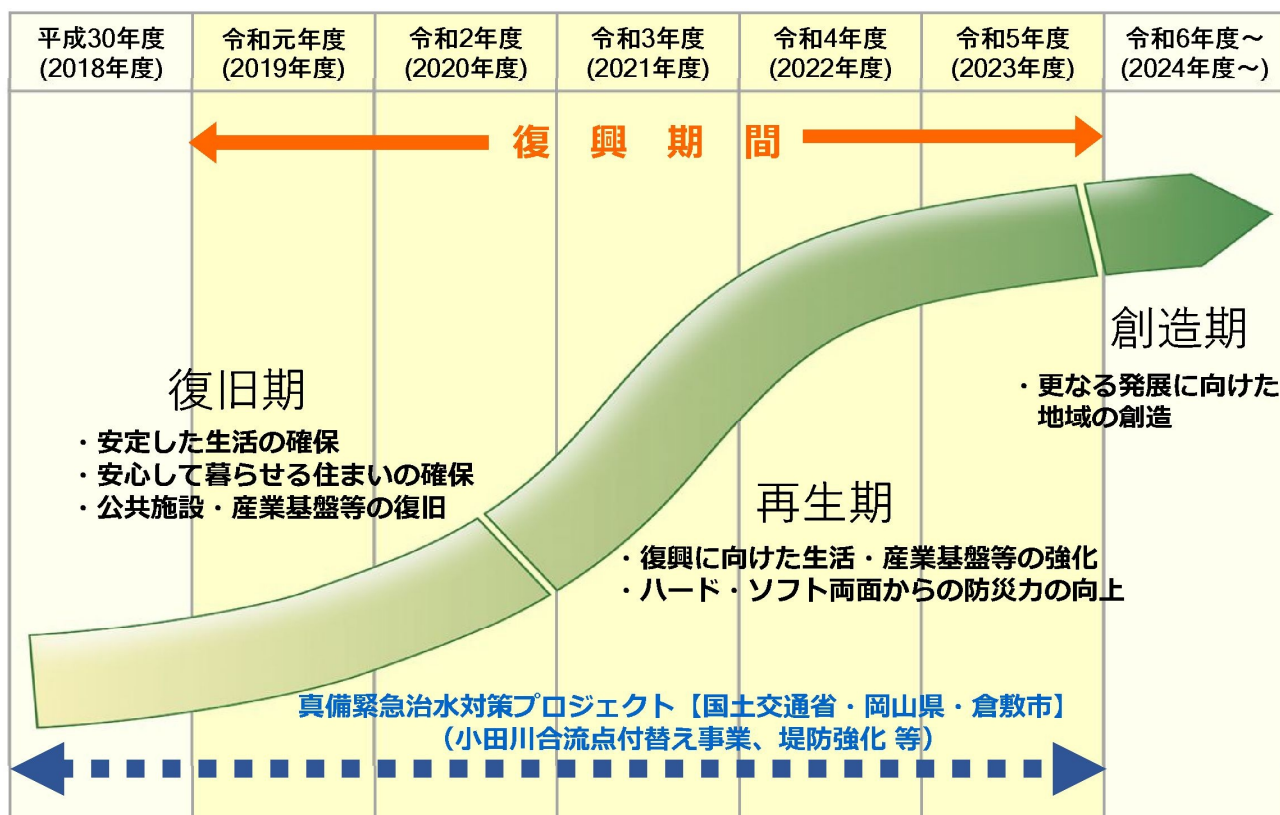
都市計画マスタープラン等とも整合を図りながら、復旧・復興を強力に推進していきます。

4 計画の期間

本計画では、令和元年度（2019年度）を初年度とし令和5年度（2023年度）までの概ね5年後の姿を見据えながら、復旧や再生に向けた取組を段階的かつ着実に進めます。

復旧・再生に関する取組に限らず、より長期的な将来を見据え、創造的な新しいまちづくりを推進するなど、『復旧しながら、再生を図り、再生しながらより良い地域を創造していく』ことを目指します。

復旧期 (～令和2年度(2020年度))	再生期 (令和3年度(2021年度)～ 令和5年度(2023年度))	創造期 (令和6年度(2024年度)～)
生活や産業の再開に不可欠な住宅、生活環境、インフラ等の早期復旧に加え、まちの再生・発展に向けた準備を重点的に進める期間。	復旧期と連動し、生活環境や生業の本格復旧を進めるとともに、住民や地域等と行政の協働により被災前の活力を回復し、地域の価値を高める期間。	再生期と連動し、復興を進めるとともに、地域の新たな魅力や活力、賑わいの創出等、地域の更なる発展に向けた創造的な取組を進める期間。



第2章 復興に向けた基本理念・基本方針

1 復興に向けて共有する思い

真備地区では、倉敷市都市計画マスタープランの将来像で掲げる「豊かな自然と歴史・文化に包まれたまち・真備」をテーマに、吉備の史跡等の多彩な歴史・文化的資源や、水と緑豊かな自然環境、そこから収穫される農作物等、自然や文化と調和した、快適な生活を送れるまちづくりを目指してきました。

平成30年7月豪雨により、多くの生命と財産が失われ、住宅や暮らしを支える生活サービス・インフラ等に甚大な被害が生じたことから、多くの住民の方々が仮設住宅への入居等により、真備地区内外での避難生活を余儀なくされています。

真備地区の復興に向けて、真備で暮らしていた先人たちのように、自然の恵みを享受しつつ、一方で自然の脅威にも向かいあい、お互いに共生しあう意識の再構築が求められます。

こうした中、私達は「災害に強い地域文化をみんなで作っていく」といった思いを共有しあい、復興の取組が、災害復興のモデルともなるように力強く復興を成し遂げていくとともに、復興を通じて結ばれた人々との絆も今後の交流や、真備の未来へと繋げていくことが必要です。

本計画の策定にあたり開催した「真備地区復興懇談会」及び「倉敷市真備地区復興計画策定委員会」をはじめ、多くの住民、各種団体、有識者等の方々から、復旧・復興に向けた様々な貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを踏まえ、真備地区の復旧・復興に向けての課題に取り組んでいきます。

2 復旧・復興に向けたまちの課題

課題1 治水対策による河川の安全性の向上

- ✓ 真備地区で暮らし続けることや、再び真備地区に戻ってもらうためにも、住民が最も心配している河川の安全性の向上を早期に実現し、不安を払拭していくことが必要
- ✓ 治水対策の工程やその効果を「見える化」するなど、安全・安心に向けた道筋を分かりやすく示していくことが重要

課題2 地域防災力の強化

- ✓ 各小学校区に1つは浸水時の緊急避難場所を設置すること
- ✓ 発災時の避難行動を検証し、自助・共助・公助による助け合いの仕組みや、早期避難を促す体制づくり
- ✓ 災害の経験を忘れないよう、将来に活かしていくことが必要

課題3 安全・安心で落ち着いた生活の確保

- ✓ 真備地区内外で避難生活等を送る被災者が、一日でも早く、安全・安心で落ち着いた日常生活を送ることができるようになること
- ✓ 被災者の居住地の確保、生活サービスの復旧、移動手段の確保等、真備で安心して暮らせる生活環境や、子育て支援環境の早期整備
- ✓ 被災者の実情に応じ、早急な生活再建に向けた支援、福祉サービスや見守り等によるこころのケア
- ✓ 復興に向け、これまでに培われてきた地域コミュニティの再建

課題4 地域産業や地域活力の再生

- ✓ 農業や商工業をはじめとする経済・産業活動を支援することにより、地域産業を早期に再生し、雇用を確保するとともに、さらに発展させていくことで地域の活力を創出していくこと
- ✓ 農業生産基盤の早期復旧及び営農再開への支援、産業再生及び担い手育成
- ✓ まちの復旧・復興を通じて培われてきた全国各地との交流やつながりを地域の資源とし、新しいまちづくりの中で活用

課題5 被災前からの地域課題への対応

- ✓ 真備地区の特色ある歴史・文化、豊かな自然環境等を最大限に活用
- ✓ 人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化に対応した、持続可能なまちづくりへの取組

課題6 復旧・復興に向けた体制づくり

- ✓ まちの安全・安心の強化について、住民と行政等の連携を強化していくこと
- ✓ 住民等に対して、復旧・復興の状況等を分かりやすく情報提供することが必要

3 復興に向けた基本理念・基本方針

これまで進めてきたまちづくりの考え方（真備地区の将来像）や復興に向けた人々の思いを踏まえ、復興に向けた基本理念と基本方針を次のとおり設定しました。

本計画では、この基本理念・基本方針に基づいて、主要な施策及び個別の復旧・復興に向けた具体的な取組を実施していくこととします。

【基本理念】

**豊かな自然と歴史・文化を未来へつなぐ真備
～安心・きずな・育みのまち～**

- 今回の平成30年7月豪雨災害を経験した真備だからこそ、住民一人ひとりの防災意識が高く、みんなで安心して暮らせる災害に強いまちをつくる。
- 人々の支え合いと協働により、これまでのきずなをより深め、また新たな交流を育むことで、笑顔あふれる元気なまちをつくる。
- 真備の地域資源・産業を育み活かすことで、真備の魅力をさらに伸ばし、未来へつながる活力あるまちをつくる。

【基本方針】



第3章

復興に向けた主要な施策・具体的な取組・事業期間

以下の体系に基づき、それぞれの基本方針に沿って「復旧・復興に向けた主要な施策」を設定し、「具体的な取組」・「事業」を体系的に実施していきます。



方針1 経験を活かした災害に強いまちづくり

今回の災害は、未曾有の豪雨により、真備地区へ甚大な被害をもたらしました。災害からの復旧・復興に向けては、まちの安全・安心を確保していくことが不可欠です。

一方で、多発する異常気象による災害等、自然の脅威の前では、堤防等のハード整備のみでは災害を防ぐことには限界があり、これからのまちづくりを進めるにあたっては、まちを守る「防災」の視点だけでなく、災害の被害を可能な限り減らす「減災」の視点も取り入れる必要があります。

これから復旧・復興を進めていくにあたっては、真備地区が全国の防災・減災対策のモデルともなるように、多角的な視点から取組を着実に進めていくとともに、災害の経験を忘れず、将来に繋げていくこと、さらには、意識しなくても防災・減災に向けた行動が身についていることが必要であると考えます。このことから、防災・減災のための目標を共有し、これまで以上に社会全体で洪水に備える取組（「水防災意識社会」の再構築）を推進し、強固な防災・減災体制を構築して、「経験を活かした災害に強いまちづくり」を目指します。

特に河川の安全対策としては、上流域から下流域までを広く捉えた対策が必要となることから、高梁川水系の関係機関が連携・協力して進める「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」の枠組みを活用していくこととします。

■ まちを水害から守る防災対策

- 小田川における洪水時の水位低下と堤防強化
- 高梁川流域で取り組む河川の安全対策（各河川・ダム管理者・自治体等との連携）

■ 「逃げ遅れゼロ」のまちを目指す ～全国のモデルとなりうる防災・減災対策～

- 各小学校区に浸水時の緊急避難場所を確保
- 住民による自主的避難を促進するための行動計画を作成
- 地区防災計画作成の推進

【施策の体系：経験を活かした災害に強いまちづくり】

1：まちを守る治水対策

- └─ 1-1：国・県・市の連携・協力による緊急的な河川改修事業の実施
- └─ 1-2：河川改修事業の見える化
- └─ 1-3：高梁川流域における河川の安全性の向上
- └─ 1-4：治水施設等の改善

2：身近な緊急避難場所の確保

- └─ 2-1：緊急避難場所の指定
- └─ 2-2：緊急避難場所の整備

3：災害に強い都市基盤づくり

- └─ 3-1：緊急輸送を担う広域ネットワークの強化
- └─ 3-2：安全な避難経路の確保
- └─ 3-3：避難所施設の環境整備
- └─ 3-4：防災拠点の整備
- └─ 3-5：安全な住宅の再建促進

4：地区ごとの防災・減災体制づくり

- └─ 4-1：地域の防災意識と災害対応力の向上
- └─ 4-2：支え合いと協働等による避難体制の強化
- └─ 4-3：避難所運営の見直し
- └─ 4-4：災害の記憶を後世へ伝承

5：行政の災害対応力の強化

- └─ 5-1：地域防災計画，災害時受援計画の見直し
- └─ 5-2：防災情報システムの機能強化
- └─ 5-3：災害の対応に精通した職員の育成

【主要な施策の方向性】

国・県・市の連携・協力により、小田川合流点付替え事業の早期完成に努めるとともに、小田川及び末政川・高馬川・真谷川・大武谷川等の堤防の復旧・強化を緊急的かつ集中的に取り組む、まちの安全性を確保します。

そしてこれらの国・県・市による河川改修事業の工程や進捗状況等を見える化し、広く・分かりやすく情報提供します。

また、雨水による内水被害を軽減するため、治水施設等の改善により、まちの安全性のさらなる向上を図ります。

【具体的な取組】

1-1：国・県・市の連携・協力による緊急的な河川改修事業の実施

- ・ 増水時の小田川の流れをスムーズにし、洪水氾濫や内水被害を軽減するため、国が進める「小田川合流点付替え事業」については、当初予定より5年間前倒し、令和5年度の完成に向けて、国・県・市が連携・協力し着実に推進します。
- ・ 国・県・市の連携・協力により、小田川・末政川・高馬川・真谷川・大武谷川の決壊箇所等の復旧工事を早急に実施するとともに、治水の安全性の向上と再度災害を防止するための緊急的な河川改修事業（河道掘削・堤防強化等）を早急かつ着実に推進します。
- ・ 小田川の堤防強化による安全性向上及び災害時等における緊急車両の通行等を確保するため、国と市で協力して、小田川の堤防道路を7m程度に拡幅等を行います。具体的には、小田川等の河道掘削で発生する大量の土砂を有効活用し、国と市が連携・協力して、小田川の堤防強化と、緊急車両の通行や排水ポンプ車の作業スペース、緊急時の避難路としての機能確保を目的に、堤防断面の拡大を実施します。
- ・ 市が管理する大武谷川・背谷川・内山谷川において、災害によって堆積した土砂を撤去するとともに、小田川の背水影響を低減するため、河川堤防の嵩上げを実施します。
- ・ 市が管理する河川及び国・県が管理する河川についても、適切な維持管理が実施されるよう、引き続き連携・協力していきます。

1-2：河川改修事業の見える化

- ・ 国・県・市が実施する河川改修事業については、事業の進捗状況等をホームページ等で情報公開するなど、分かりやすい情報提供に努めます。

1-3：高梁川流域における河川の安全性の向上

- ・ 河川の安全対策としては、河川内の土砂撤去や樹木伐採、堤防強化対策等、高梁川の上流域から下流域までを広く捉えた対策が必要なため、高梁川流域の治水安全性の向上に向けて、「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会（以下、減災対策協議会）」等を活用して、洪水時の対応策を議論し、下流の河川水位に与える影響を最小化するためのダムの事前放流の実施、多機関連携型の「高梁川水害タイムライン」の活用などの取組を実施していき

ます。引き続き、減災対策に向けて新たに設置された防災行動計画検討部会（減災対策協議会の部会）において、各河川及びダム管理者、自治体等が連携・協力して議論を進めます。

- ・ 緊急的な河川改修事業等が完了するまでの間、真備地区における国・県・市の情報共有体制を強化し、大雨時に迅速な対応が図れるよう連携していきます。

1-4：治水施設等の改善

- ・ 大雨時に浸水被害を受ける地区の緊急的内水排除対策として、仮設ポンプの導入による排水能力の向上を図ります。
- ・ 治水対策上で課題となった陸閘^{りっこう}や樋門等の治水施設の適切な管理・運用及び改善を進めるとともに、低利用のため池は、廃止や統合、または治水対策として有効に利用することを検討します。なお、末政川有井橋にある陸閘^{りっこう}については、末政川の改修事業で有井橋を改修後の堤防の高さに合わせて架け替えることで、また、国道486号にある2箇所の陸閘^{りっこう}については、防水擁壁を施工することで解消します。
- ・ 大雨時に水田に水を貯留させて下流域の内水被害を軽減させる「田んぼダム」の導入について、大学との連携により、流域単位での田んぼダムの効果を検証し、さらなる取組の推進を図ります。

施策	年度						備考 (主な事業等)
	復興期間					R6年度～	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1-1 国・県・市の連携・協力 による緊急的な河川改修 事業の実施 (次頁参照)	● 小田川合流点付替え事業（国） →						真備緊急治水対策プロジェクト (国・県・市) ・ 河川災害復旧事業 ・ 河川災害関連緊急事業 ・ 河川大規模災害関連事業 ・ 河川改修事業 ・ 河川激甚災害対策特別緊急事業
	● 緊急的な河川改修事業（国・県・市） 河道掘削・堤防嵩上げ・堤防強化 等 →						
	● 安全な河川に向けた維持管理 →						
	→ 継続的に実施						
1-2 河川改修事業の 見える化	● 河川改修事業に関する情報提供（国・県・市） → 継続的に実施						・ 真備緊急治水対策プロジェクト (国・県・市)
1-3 高梁川流域における河川 の安全性の向上	● 河川・ダムの管理者との連携・協力 → 継続的に実施						・ ダムの事前放流 ・ 「高梁川水害タイムライン」の活用
1-4 治水施設等の改善	● 内水排除対策 → 継続的に実施						・ 大雨時の仮設ポンプ設置 ・ 維持管理
	● 陸閘等の治水施設の改善 → 継続的に実施						
	● 低利用ため池の廃止・統合 → 継続的に実施						・ 農村地域防災減災事業
	● 田んぼダムの調査・導入の検討 →						

■ 各河川の復旧・強化に向けたスケジュール

緊急的な河川改修事業	年度						備考
	復興期間					R6年度～	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
高梁川（国）	河道掘削 樹木伐開，堤防強化					～R4.3	
小田川（国）	災害復旧事業		R元.6	完了			・堤防強化については，国と市で 連携・協力して実施
	河道掘削					～R4.3	
	堤防強化（拡幅等）					～R6.3	
	小田川合流点付替え事業					～R6.3	
末政川（県）	決壊箇所の復旧		R元.6	完了			～R6.3
	堤防嵩上げ・堤防強化（拡幅等）						
高馬川（県）	決壊箇所の復旧		R元.6	完了			～R6.3
	堤防嵩上げ・堤防強化（拡幅等）						
真谷川（県）	決壊箇所の復旧		R元.6	完了			～R6.3
	堤防嵩上げ・堤防強化（拡幅等）						
大武谷川（県） （市）	災害復旧事業		R元.5	完了			
	河道掘削		R元.5	完了			
	堤防嵩上げ			～R3.5			
背谷川（市）	河道掘削	H31.1	完了				
	堤防嵩上げ			～R3.5			
内山谷川（市）	河道掘削	H31.2	完了				
	堤防嵩上げ			～R3.5			

2 身近な緊急避難場所の確保

【主要な施策の方向性】

指定避難所へ避難できない方が、危険から緊急的に逃れるための身近な場所として、各小学校区に浸水時の緊急避難場所を指定するとともに、必要に応じて新たな避難場所を整備します。

- ※ 指定避難所 : 災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設
- ※ 指定緊急避難場所 : 災害の危険が切迫した場合に命を守るために、一時的な緊急避難先として、指定した施設及び場所
- ※ 浸水時緊急避難場所 : 浸水想定区域外への避難を基本としますが、そのいとまがない場合の緊急避難場所（校舎の上層階）

【具体的な取組】

2-1：緊急避難場所の指定

- ・ 真備地区内の全小学校区において、浸水時に指定された避難所に避難することが困難な場合、命を守るために緊急的に身の安全を確保するための身近な「浸水時緊急避難場所」を設けます。
- ・ 出前講座等を通じて、自主防災組織が地域の集会所等を避難所として運営する「届出避難所制度」の周知に努めます。

2-2：緊急避難場所の整備

- ・ 浸水時に指定された避難所に避難することが困難な地区においては、必要に応じて新たな避難場所を整備します。

施策	年度						備考 (主な事業等)
	復興期間					R6年度～	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
2-1 緊急避難場所の指定	● 浸水時緊急避難場所の指定 H31.4 完了 ● 届出避難所制度の周知 継続的に実施						・ 浸水時緊急避難場所の指定 (川辺小学校・呉妹小学校・真備東 中学校・真備中学校・真備陵南高校) ※ 呉妹小学校はR2.4より浸水対応の 指定避難所として運用
2-2 緊急避難場所の整備	● 緊急避難場所の整備 検討 整備						・ 都市防災総合推進事業

【主要な施策の方向性】

被災した道路・橋梁等の早期復旧に努めるとともに、災害時に緊急輸送等を円滑に実施する幹線道路の整備や避難経路の確保を進め、また、避難所の機能強化に資する取組や、安全な住宅への再建促進等により、災害に強い都市基盤づくりを進めます。

【具体的な取組】

3-1：緊急輸送を担う広域ネットワークの強化

- ・ 災害時に機能を発揮し、住民の避難や物資輸送等が円滑に実施できるよう、災害に強い交通ネットワークの構築に向け、真備地区と倉敷地区・総社市を南北に結ぶ都市計画道路である総社真備船穂線等の整備を引き続き推進します。

3-2：安全な避難経路の確保

- ・ 車を利用して避難することも踏まえた安全・安心な避難経路を確保するため、関係機関との連携により、避難時に支障となる狭^{きょうあい}隘道路の解消や水路への転落防止対策に努めます。
- ・ 避難所等への迅速かつ安全に避難ができる環境を整備するため、地域との協働により避難所等へ誘導する標識の設置等に取り組みます。

3-3：避難所施設の環境整備

- ・ 避難所施設の環境整備として、マンホールトイレ（公共下水道供用区域内）の整備を進めるとともに、可動式のトイレトレーラーの導入の検討を行います。

3-4：防災拠点の整備

- ・ 災害時の水防活動に必要な緊急用資材等を備蓄し、救援活動等を迅速に行い、また、災害時に指定された避難所に避難することが困難な場合、危険から緊急的に逃れるための場所として、車での避難も可能となる浸水時の一時避難場所を確保するため、国と連携・協力して小田川等の河道掘削土を有効活用し、小田川沿いに災害時の防災拠点となる復興防災公園（仮称）を整備します。

3-5：安全な住宅の再建促進

- ・ 浸水に強い住宅の建て方等について、知識や工夫の普及を図ります。
- ・ 被災した家屋のリフォーム時等において、住宅の耐震化を促進します。

施策	年度						備考 (主な事業等)
	復興期間					R6年度～	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
3-1 緊急輸送を担う広域ネットワークの強化	● 都市間・地域間を連絡する都市計画道路の整備促進						・（都）総社真備船穂線 ・（都）高砂町中島柳井原線
継続的に実施							
3-2 安全な避難経路の確保	● 狭隘道路（避難路）の解消，避難所等への誘導						・都市防災総合推進事業
継続的に実施							
3-3 避難所施設の環境整備	● 避難所施設の環境整備						・マンホールトイレの整備 ・可動式トイレトレーラーの導入
3-4 防災拠点の整備	● 防災拠点の整備						・復興防災公園（仮称）の整備
3-5 安全な住宅の再建促進	● 浸水に強い建て方等の普及啓発						
	継続的に実施						
	● 住宅の耐震化の促進						・建築物耐震診断等事業 ・木造住宅等耐震改修事業
継続的に実施							

【主要な施策の方向性】

住民による地区防災計画の作成と、これまでの水害の歴史や教訓を活かした防災教育等を通じ、地域における水防災意識社会の再構築を目標に、地域の共助体制の強化を図るとともに、想定を超える豪雨等が発生した場合でも高齢者、障がい者、子ども、外国人、来訪者等、誰もが安全な場所に避難できるように、支え合いと協働による避難体制を強化します。

また、今回の災害での経験を踏まえ、水防活動の体制強化や、避難所の運営や災害ハザードマップ等を見直すとともに、今回の災害を後世に伝え、将来の災害に備えるなど、地区の特性に応じた地区ごとの防災体制の強化に向けた取組により、「逃げ遅れゼロ」のまちを目指します。

【具体的な取組】

4-1：地域の防災意識と災害対応力の向上

- ・ 災害時の住民避難について、住民への情報提供や周知の在り方、住民による自主的避難を促進する検討を行い、地域と行政が今後目指すべき方針や地区防災計画作成などに向けた行動計画をとりまとめ、災害に強い地域づくりに向けて、地区防災計画の作成支援、防災教育の推進、避難行動要支援者の避難対策の推進を図ります。
- ・ 新たに指定する浸水時の緊急避難場所を明示した災害ハザードマップを作成し、全戸配布するとともに、地域における防災訓練の指導や防災出前講座を行うなど、積極的な周知及び地域の防災意識向上を図るための取組を実施します。
- ・ 日頃から災害に備えた様々な取組を実践する自主防災組織の設立や、防災マップの作成などによる自主的避難体制の構築等、地域の災害対応力の強化に必要な支援を行うことで、災害に強いコミュニティの形成を図ります。
- ・ 各地区の地域住民等によって作成する地区防災計画（防災訓練や、物資・資材の備蓄、避難経路の確認、住民の助け合いによる救助活動のルール等を定めたもの）の作成を、自主防災組織と防災士の協力により行い、災害時における地域住民による防災活動が円滑に行える体制を構築します。
- ・ 小学生の総合学習として防災に関する授業を行うなど、小中学校や幼稚園、保育所等で子どもたちの防災教育を推進します。

4-2：支え合いと協働等による避難体制の強化

- ・ 住民による相互の連絡体制の構築や高齢者や要援護者等への声かけ、マイタイムラインの作成等、早期避難を促す住民の避難体制づくりを推進します。また、この取組にあたっては、自主防災組織・防災士・消防団等と連携していきます。
- ・ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設において、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、施設管理者に対して、避難誘導や教育・訓練等に関する事項を定めた計画の作成を支援します。
- ・ 防災や避難等に関する情報が住民に迅速かつ分かりやすく提供・周知できるよう、マスメ

ディア、ホームページ、ソーシャルメディア、防災無線等、あらゆる手段を活用し、分かりやすくリアルタイムで伝達できる環境を整備します。特に、情報機器に不慣れな方も確実に情報が得られるような情報伝達手段を検討し、整備を進めます。

4-3：避難所運営の見直し

- ・ 誰もが滞在しやすい避難所の実現に向け、高齢者、要援護者、女性等への配慮や、プライバシーの確保、ペット等との同行避難等の観点から、避難所運営の在り方を検証し、避難所運営マニュアルの見直しを進めます。

4-4：災害の記憶を後世へ伝承

- ・ 災害の記憶を伝える碑を整備します。
- ・ 災害に関連する資料を収集・保存し、災害記録誌として取りまとめます。
- ・ 防災意識の向上につながる資料を保存・活用し、災害の経験を広く伝え、将来に備えます。

施策	年度						備考 (主な事業等)
	復興期間					R6年度～	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
4-1 地域の防災意識と災害 対応力の向上	● 災害に強い地域づくり						
	行動計画作成						
						継続的に実施	
	● 災害ハザードマップの見直し						令和元年度 指定緊急避難場所の追記
						継続的に実施	
	● 自主防災組織への支援						・ 自主防災組織活動支援事業
						継続的に実施	
	● 地区防災計画の作成支援						・ 地区防災計画作成推進事業
						継続的に実施	
	● 防災意識・知識向上のための教育・支援等						・ 防災啓発事業
						継続的に実施	
4-2 支え合いと協働等による 避難体制の強化	● 早期避難を促すための情報伝達手段の整備						
						継続的に実施	
	● わかりやすい避難情報の提供						R2.8 「倉敷防災ポータル」サイト運用開始
						継続的に実施	
4-3 避難所運営の見直し	● 避難所運営マニュアルの見直し						今後も必要に応じて改正
			R2.6 改正				
4-4 災害の記憶を後世へ伝承	● 碑の整備						
			R元.7 完了				
	● 災害記録誌の作成						
			R2.10 完了				
	● 防災意識の向上につながる資料の保存・活用						

5 行政の災害対応力の強化

【主要な施策の方向性】

今回の災害を踏まえ、地域防災計画を見直すとともに、人的及び物的支援の面からの災害時受援計画の見直しを行います。また、災害情報の収集及び避難情報の伝達等の観点から防災情報システムの機能強化を図り、災害対応に精通した職員の育成に努めます。

【具体的な取組】

5-1：地域防災計画，災害時受援計画の見直し

- ・ 今回の災害を踏まえ、地域防災計画の見直しを行います。また、人的・物的支援の受け入れが円滑に出来るように、災害時受援計画の見直しを行います。計画の見直しにあたっては、地域の実情等を十分に踏まえて取り組みます。
- ・ 災害時における迅速な人的・物的支援や避難者の受け入れ等に関する災害時連携協定等の締結に取り組み、様々な支援団体との相互支援・連携体制の強化を図ります。

5-2：防災情報システムの機能強化

- ・ 大型モニターで構成するマルチディスプレイ装置を導入し、様々な防災情報を共有するとともに、雨量や河川水位情報をはじめとした災害情報を一元的に管理し、避難情報の発令や災害対応を支援するための総合防災情報システムを構築・運用することで、機能強化を図ります。
- ・ 真備地区における防災情報伝達手段の一つとして、FMラジオによる緊急放送の強化を図るため、コミュニティFMラジオ電波送信用中継局設置に対する支援を行います。

5-3：災害対応に精通した職員の育成

- ・ 今回の災害対応経験を踏まえ、外部講師による防災研修会等により災害対応力に優れた職員の育成に取り組みます。また、災害が発生した自治体へ職員を派遣することにより、災害経験を活かした支援を行います。

施策	年度						備考 (主な事業等)
	復興期間					R6年度～	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
5-1 地域防災計画，災害時受援計画の見直し	● 地域防災計画，災害時受援計画の見直し						
	継続的に実施						
	● 災害対応のための連携協定の締結						
	継続的に実施						
5-2 防災情報システムの機能強化	● 防災情報システムの機能強化						・ R元.7 一部運用開始 ・ R2.8 本格運用開始
	システム構築	R2.8 完了					
	● コミュニティFMラジオ電波送信用中継局設置支援						
		R2.4 完了					
5-3 災害対応に精通した職員の育成	● 職員の防災力強化						
	継続的に実施						

方針 2

みんなで住み続けられるまちづくり

今回の災害では、真備地区の約3割にあたるエリアが浸水し、家屋が損壊したことなどにより、多くの住民の方々が真備地区内外での避難生活を余儀なくされています。

このことから、被災された住民の方々が一日でも早く、安全・安心で落ち着いた日常生活を送ることができるよう、行政による被災者の生活支援はもとより、被災者が真備地区で落ち着いて穏やかに過ごせる住まいの確保、生活環境の回復や医療・福祉の充実、地域のコミュニティの再建を早期に進めていく必要があります。

真備地区に住みたい、暮らし続けていきたい住民の方々の思いを実現し、不安なく生活再建ができるように、安心して住み続けられるための取組を進め、いつまでも「みんなで住み続けられるまちづくり」を目指します。

■ 被災者の見守りとこころのケア

- 「倉敷市真備支え合いセンター」を中心とする見守り・相談支援
- 関係機関との連携による、こころのケア体制の整備

■ 住まいの再建の支援

- 災害公営住宅を整備（指定緊急避難場所としても活用）
- 被災した住居の修繕、建替え等を促進するため、リバースモーゲージ型融資の推進による高齢者世帯の持家再建を支援

【施策の体系：みんなで住み続けられるまちづくり】

6：被災者の生活支援

- 6-1：生活再建に向けた支援の実施と情報提供
- 6-2：被災者の見守り
- 6-3：こころのケア

7：安定した住まいの確保

- 7-1：住まいの再建の支援
- 7-2：被災家屋の解体撤去及び災害廃棄物の処理
- 7-3：民間の地域優良賃貸住宅等の供給促進
- 7-4：災害公営住宅等の整備

8：暮らしを支える公共施設等の復旧

- 8-1：公共施設の復旧
- 8-2：福祉サービス施設の復旧
- 8-3：公共交通等による移動手段の確保
- 8-4：地域コミュニティ施設の再建

6 被災者の生活支援

【主要な施策の方向性】

被災者の生活再建に向けた取組として、各種支援を継続的に行い、支援制度の分かりやすい情報提供に努めます。また、仮設住宅の入居者等に対して健康状態の確認や孤立防止等のための見守り・こころのケア等、総合的な支援を行います。

【具体的な取組】

6-1：生活再建に向けた支援の実施と情報提供

- ・ 被災者の生活再建に向け、被災者生活再建支援金制度等の利用をはじめとする各種支援制度の利用を促進し、また、きめ細かな情報の提供を行います。
- ・ 被災者の支援に関する各種情報が正確かつ迅速に周知できるように、まび復興だよりや広報紙、市のホームページ等、様々な媒体を通じて丁寧に発信していきます。
- ・ 各種の被災者支援情報や、それぞれの地域で行われるイベントの情報・チラシ等が容易に入手でき、また、被災者が気軽に集うことができるよう、被災者のための情報コーナー・談話スペースを設置します。

6-2：被災者の見守り

- ・ 被災者の安心な日常生活を支え、住民を見守る拠点として真備支所にある「倉敷市真備支え合いセンター」を中心に、高齢者や障がい者等の支援が必要な方々の見守りや相談支援を実施します。
- ・ 仮設住宅の入居者等への戸別訪問や見守りを通じ、被災者の健康状態や生活習慣、ニーズ等の把握を行い、健康面で継続支援を要する方への支援等、必要に応じ、関係機関、団体等と連携した支援を行います。

6-3：こころのケア

- ・ 心の健康相談等、関係機関と連携し被災者に寄り添ったきめ細かなこころのケアを行います。
- ・ 園児・児童・生徒が安心して学校生活を送り、学習することができるように、アンケート調査やスクールカウンセラーの配置によるカウンセリング、スクールソーシャルワーカー等の派遣により、子どもたちのこころのケアに取り組みます。
- ・ 生活再建が必要な子育て世帯が、悩みを相談でき、安心して子どもを産み育てられるように、子育ての不安を解消する取組を実施します。

施策	年度						備考 (主な事業等)
	復興期間					R6年度～	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
6-1 生活再建に向けた支援の 実施と情報提供	● 生活再建に向けた支援の実施						・被災者生活再建支援金の申請受付 基礎支援金 ～R3.8.4 加算支援金 ～R3.8.4
	継続的に実施						
	● 支援情報の提供						
	継続的に実施						
● 被災者のための情報コーナーの設置						・H31.4 真備支所真備保健福祉会館 の1階に情報コーナー・談話スペースを設置	
継続的に実施							
6-2 被災者の見守り	● 被災者への見守り・相談支援						
	(状況に応じて検討)						
	● 継続支援を要する方への支援						
	(対象者の健康課題解決まで)						
6-3 こころのケア	● 被災者のこころのケア（心の健康相談等）						・心の健康相談 ・児童館運営事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・スクールカウンセラー派遣事業 ・スクールソーシャルワーカーを 活用した行動連携事業 ・子育て世代包括支援センター運営 事業 ・子ども家庭総合支援拠点運営事業 ・養育支援訪問事業
	継続的に実施						
	● 園児・児童・生徒のこころのケア						
	継続的に実施						
	● 子育ての相談						
	継続的に実施						

【主要な施策の方向性】

被災者が安心して暮らせる住環境の実現に向け、生活の基盤となる住まいが確保できるよう、住まいの再建への支援を行うとともに、被災家屋の解体・撤去や、民間の地域優良賃貸住宅等の供給を促進します。

また、被災した市営住宅の再建とあわせ、自力では再建が困難な方のための災害公営住宅を整備します。

【具体的な取組】

7-1：住まいの再建の支援

- ・ 住居が全壊等の被害を受けた被災者に対して、仮設住宅（建設型・借上型）を提供します。
- ・ 住宅再建に向けた様々な相談ができる体制を専門機関と連携しながら整備します。
- ・ 被災した住居の修繕、建替え等のために融資を受ける場合に、利子補給を行います。
- ・ 住宅金融支援機構等の金融機関からリバースモーゲージ型融資（死亡時に住宅・土地を売却して一括返済する融資）を受けて持家を再建する場合に、金融機関に補助金を交付して金利を引き下げることにより、高齢者世帯の毎月の負担を生涯にわたり軽減します。
- ・ 半壊以上の被害を受けた住宅については、日常生活を送るうえで必要不可欠かつ緊急を要する箇所の応急修理を支援し、被災者が可能な限り自宅で生活できるように支援します。
- ・ 被災者が住宅を改築する際に、例えば土地の嵩上げを行う場合や、公共事業に伴い住宅移転となる場合には、開発許可基準を緩和します。

7-2：被災家屋の解体撤去及び災害廃棄物の処理

- ・ 被災者の住宅再建を迅速に進めるため、公費による被災家屋の解体・撤去を行います。
- ・ 公費解体で発生する解体廃棄物及び片付けごみを受け入れるとともに、災害廃棄物の処理を適正に進めます。処理に当たっては、事務委託している県とともに、分別・リサイクルを可能な限り促進することで、処理・処分量を減らし、環境負荷の軽減と資源の有効な活用を図ります。
- ・ 災害廃棄物の処理に併せ、災害廃棄物の仮置場及び処分場においてアスベストの調査を実施します。

7-3：民間の地域優良賃貸住宅等の供給促進

- ・ 高齢者が安心して住めるサービス付き高齢者向け住宅等の供給促進に努めます。

7-4：災害公営住宅等の整備

- ・ 自力での住宅再建が困難な方のための住まいを確保するため、地域コミュニティや生活利便性等に配慮した災害公営住宅を、川辺・箭田・有井地区の3地区に計91戸整備します。
また、建物の屋上を含めて、地区の「浸水時緊急避難場所」として活用します。
- ・ 被災した既存の市営住宅については、現地での復旧や、災害公営住宅との一体的な整備に

より，必要戸数を確保します。

- ・ 災害公営住宅, 既存の市営住宅の空き住戸を活用しても入居必要戸数に満たない場合には，真備地区内の民間賃貸住宅を活用し，住まいの確保に努めます。

施策	年度						備考 (主な事業等)
	復興期間					R6年度～	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
7-1 住まいの再建の支援	● 建設型仮設住宅の提供 ~R2.9 						要件に該当する方については、 入居期間を再延長 (最長でR4.7.5まで)
	● 借上型仮設住宅の提供 契約から2年間 						要件に該当する方については、 入居期間を再延長 (最長でR4.7.5まで)
	● 住宅再建に向けた相談支援等 						
	● 住宅復旧に関する利子補給金の支給 継続的に実施						・ 住宅災害復旧等資金利子補給金 申込期限はR3.7まで
	● 高齢者向けの住宅再建融資に関する支援 						・ 被災高齢者向け住宅再建支援事業 (リバースモーゲージ型融資) 申込期限はR3.7まで
	● 応急修理に関する支援 R2.12 完了						申込期限はR元.12まで
	● 住宅を改築する場合の開発許可基準の緩和 ~R3.9						・ 開発審査会運用基準の制定
7-2 被災家屋の解体撤去及び 災害廃棄物の処理	● 公費解体 R2.5 完了						・ 公費解体事業 申込期限はR元.12.27まで
	● 災害廃棄物の処理 R2.5 完了						・ 災害廃棄物処理事業
	● アスベストの調査 R2.5 完了						・ 人気汚染対策事業
7-3 民間の地域優良賃貸住宅 等の供給促進	● サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進 継続的に実施						・ サービス付き高齢者向け 住宅整備事業
7-4 災害公営住宅等の整備	● 災害公営住宅等の整備 R3.3 完了						・ 災害公営住宅整備事業 (川辺団地・箭田南団地 ・ 有井団地)

8 暮らしを支える公共施設等の復旧

【主要な施策の方向性】

学校教育施設や文化施設等の公共施設、民間の社会福祉施設等の暮らしを支える各種施設の早期復旧や復興の段階に応じた公共交通等の移動手段の確保等に努めます。

また、地域コミュニティの再生に向けて、地域集会所の早期復旧を支援します。

【具体的な取組】

8-1：公共施設の復旧

- ・ 園児・児童・生徒が安心して学校園に通い学べるように、学校園の早期復旧を進めます。学区外等からの通学となっている児童・生徒については、みなし仮設住宅等の入居期間を目安として、スクールバスを運行し、児童・生徒の交通手段の確保に努めます。
- ・ 被災した保育所や児童館等の子育て支援施設の早期復旧を図ります。各施設の復旧までは、仮設施設等において、被災後の子育て世代の環境に配慮しながら、各種支援サービスの継続・充実に努めます。
- ・ 地域コミュニティの拠点となる公民館・分館、真備地区のシンボリックな文化施設であるマービーふれあいセンター、図書館をはじめとした文化・社会教育・スポーツ等の活動を支える公共施設の早期の機能回復に取り組み、施設利用者等へのサービスを提供していきます。
- ・ 地域の身近な行政サービスの窓口である真備支所の本格復旧を早期に進めます。
- ・ 玉島消防署真備分署や消防団の消防機庫等、安全を担う消防施設の早期復旧に努めます。
- ・ 地域の健康づくりや福祉活動、多世代の交流の拠点として、「真備健康福祉館（まびいきいきプラザ）」の早期復旧・事業の再開に努めます。

8-2：福祉サービス施設の復旧

- ・ 福祉サービスを必要とする人が安心してサービスを受けられるように、被災した民間の社会福祉施設等に対する再建支援を行い、サービス提供基盤の復旧・復興を図ります。

8-3：公共交通等による移動手段の確保

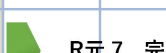
- ・ コミュニティタクシーは、住まいの再建やまちの復興の状況に応じ、高齢者や障がい者等の交通弱者が利用しやすい交通手段となるように適宜再編するなど、地域と連携しながら柔軟な対応を図ります。
- ・ 井原鉄道をはじめとする地域公共交通のさらなる利用の促進・活性化に繋がる取組を継続して推進します。

8-4：地域コミュニティ施設の再建

- ・ 地域コミュニティの活動の拠点となる施設として、地域集会所の早期復旧を支援します。

施策	年度						備考 (主な事業等)
	復興期間					R6年度～	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
8-1 公共施設の復旧 (次頁参照)							・ 学校教育施設復旧工事に伴う スクールバスの運行 (H30.9～R3.3)
8-2 福祉サービス施設の復旧	● 社会福祉施設等の再建支援  R2.3 完了						
8-3 公共交通等による 移動手段の確保	● コミュニティタクシーの運行 (適宜再編)  継続的に実施						・ コミュニティタクシー事業
	● 地域公共交通の利用促進・活性化  継続的に実施						・ 井原線利用促進事業
8-4 地域コミュニティ施設の 再建	● 地域集会所等の再建支援  予定						・ 地域集会所設置等補助事業

■ 各公共施設の復旧に向けたスケジュール

公共施設	年度						備考
	復興期間					R6年度～	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
川辺幼稚園， 箭田幼稚園		R2.2	復旧工事等完了				元の園舎でR2.2より再開
川辺小学校， 箭田小学校		川辺小学校	R元.12	復旧工事等完了			川辺小学校は元の校舎でR2.1より再開
		箭田小学校	R2.2	復旧工事等完了			箭田小学校は元の校舎でR2.2より再開
真備中学校， 真備東中学校		真備中学校	R2.2	復旧工事等完了			真備中学校は元の校舎でR2.3より再開
		真備東中学校	R元.12	復旧工事等完了			真備東中学校は元の校舎でH30.10より順次再開
真備陵南高校		R2.2	復旧工事等完了				真備陵南高校は元の校舎でH30.10より順次再開
真備図書館		R2.10	復旧工事等完了				元の施設でR3.1より再開
真備公民館 （各地区の分館含む）		R元.12	完了				真備公民館， 箭田分館 川辺分館， 岡田分館， 辻田分館， 呉妹分館， 服部分館
マービーふれあいセンター		予定	～R3.6				R3.6.24より再開予定
真備健康福祉館 （まびいきいきプラザ）		予定	～R3.6				元の施設でR3.2より順次再開
真備児童館		R2.3	完了				
児童クラブ（川辺， 箭田）		川辺児童クラブ	R元.11	復旧工事等完了			川辺児童クラブは元の校舎でR2.1より再開
		箭田児童クラブ	R2.2	復旧工事等完了			箭田児童クラブは元の校舎でR2.2より再開
まきびの里保育園		予定	～R3.秋				復旧までは，敷地内の仮設園舎で運営中 ※元の場所に建替え
市役所 真備支所		H31.4	完了				
玉島消防署真備分署		R元.7	完了				
真備人権ふれあい館		R2.7	復旧工事等完了				元の場所でR2.9より再開
真備柔剣道場		予定	～R3.7				

方針3 産業の再興による活力あるまちづくり

今回の災害は地域の主要産業である農業をはじめ、商工業等の地域産業に甚大な被害をもたらしました。

このことから、被災した農業・商工業等、地域の産業の早期再開、魅力とやりがいのある生産の形成、新たな地域の活力を創造し地域全体へと波及させるなど、賑わいに繋がる交流の促進による産業振興・地域経済の活性化等の取組により、「産業の再興による活力あるまちづくり」を目指します。

■ 営農再開・事業継続の助成・支援

➢ 被災者の営農や被災事業の早期再開・継続を助成・支援

■ 農業経営基盤の強化

➢ 農地の集約・集積，大規模化，高収益作物への転換，6次産業化の推進等による効率的で競争力のある持続可能な農業経営の確立

■ 地域資源を活かした販路拡大

➢ 高梁川流域圏の構成市町と連携し，商品開発や県内外への新たな販路の開拓・拡大

【施策の体系：産業の再興による活力あるまちづくり】

9：農業の再興

- └ 9-1：農業の復旧・復興支援
- └ 9-2：農業経営基盤の強化

10：地域企業の再興

- └ 10-1：事業所の再建・復興支援
- └ 10-2：企業誘致と新産業の創出
- └ 10-3：地域資源を活かした販路開拓・拡大支援

11：賑わいと交流の創出

- └ 11-1：復興商店街整備及び復興イベントの開催
- └ 11-2：農業を核とした交流の促進

【主要な施策の方向性】

被災農業者の早期営農の再開を支援するとともに、農業者にとって魅力とやりがいのある農業構造への転換を目指し、経済波及効果の高い地域産業としてさらなる発展を図ります。

【具体的な取組】**9-1：農業の復旧・復興支援**

- ・ 被害を受けた農業者に対して、農業用機械・施設・倉庫等の修繕・再取得等を助成するとともに、経営再建に向けた融資の利子補給等により、営農の再開・継続を支援します。
- ・ 営農の再開に支障となる農地内の土砂の撤去を行うとともに、水害により流出した表土の補充や土づくりを行います。
- ・ 被災した用水路、揚排水機場、樋門等の農業用施設の早期復旧を図ります。
- ・ 排水機場の安定運転と排水能力確保のため、遊水池の堆積土砂を撤去するとともに、定期的な浚渫作業の効率化や、藻や水草の繁茂を防ぐため、遊水池の改良（底張りコンクリート打設等）を実施していきます。

9-2：農業経営基盤の強化

- ・ 農業振興の基本目標や施策などの方向性を示すとともに、個別事業計画や今後の事業実施を行う上での基本的な指針となる真備地区方針（農業振興ビジョン）を策定します。
- ・ 認定農業者制度の活用や地域の実情にあった集落営農組織の設立支援等、地域農業の中核となる農業者（中心的経営体）を育成します。あわせて、農業法人の育成等を支援します。
- ・ 農地の集積・集約化、大規模化等、地域の意向に応じ、効率的で競争力のある持続可能な農業経営の確立を支援します。
- ・ 関係機関と連携し、水稻から高収益作物への転換や新たな特産品の創出等に取り組むとともに、6次産業化等、農業経営の効率化・高付加価値化に必要な取組を推進します。
- ・ 真備地区に定住する新規就農者の育成と定着を図るため、新規就農者を確保・支援する仕組の充実に向けた取組を継続して実施していきます。
- ・ 農地取得や借り受けに必要な面積（下限面積）の見直しにより、農地の遊休化の防止に努めます。

施策	年度						備考 (主な事業等)
	復興期間					R6年度～	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
9-1 農業の復旧・復興支援	● 営農の再開に向けた助成等 R2.3 完了						・被災農業者向け経営体育成支援事業 ・真備地区営農継続支援事業
	● 営農の再開に向けた利子補給 ～R7.3						・農業制度資金利子助成事業 ・農業制度融資助成事業（災害）
	● 農地の復旧 堆積土砂の撤去 R元.5 完了						・農地災害復旧事業
	● 土づくり（流出土砂対策） 表土補充・土づくり R2.5 完了						
	● 農業用施設の復旧（次頁参照） 用水路・揚排水機場・樋門等						・農業用施設災害復旧事業
9-2 農業経営基盤の強化	● 真備地区方針（農業振興ビジョン）の策定 R2.3 策定						
	● 中心的経営体の育成 継続的に実施						・地域担い手育成総合支援事業
	● 農地の集積・集約化，大規模化等 説明会の開催 (意向に応じて) 事業実施						・ほ場整備事業 ・農地中間管理事業 ・農業経営基盤強化促進事業
	● 高収益作物への転換・新規特産品の創出・農業の6次産業化支援 継続的に実施						・次世代施設園芸研修事業 ・農産物産地PR支援事業 ・6次産業化・地産地消推進事業
	● 新規就農者の確保・支援 継続的に実施						・新規就業対策事業 ・新規就農サポート事業
	● 農地の遊休化防止 検討 R元.9 見直し完了 継続的に実施						・遊休農地対策事業 (農地の下限面積の見直し)

■ 各農業用施設の復旧に向けたスケジュール

農業用施設災害復旧事業	年度						備考
	復興期間					R6年度～	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
用排水路（市）	土砂撤去 R元.5 完了 水路復旧 R元.6 完了						
用水路（県）	（県）上原井領用水路 末政川下サイフォン部 R2.5 完了 末政川下サイフォン取付部～R4.3						末政川トサイフォン取付部については、仮復旧が完了するR2.5から利用可能
揚水機場（市）	東菌・大武池・服部ほ場整備・遠田・福原・有井境・池ノ上・大池・坂根池・厚田耕地・井ノ口・妹山 R元.5 完了						
排水機場（市）	第2尾崎・古川・慈源寺・妙見・服部ほ場整備 R元.6 完了 川辺・菰池・有井・金蔵・服部・尾崎・呉妹・第2尾崎・古川・慈源寺・妙見 遊水池改良 R3.3 完了						
排水機場（県）	川辺・菰池・有井・金蔵・服部・尾崎・呉妹 R2.6 完了						
樋門（市）	二万谷川頭首工 R元.5 完了						

【主要な施策の方向性】

被災した中小企業の早期事業再開に向けた支援に加え、企業誘致や地域資源を活かした販路開拓の支援等、地域の活力や経済の再生・発展に寄与する産業としての再興を図ります。

【具体的な取組】**10-1：事業所の再建・復興支援**

- ・ 被災した中小企業に対する各種助成により、事業者の事業の早期再開や経営の安定化に向けた取組を支援します。
- ・ 関係機関等と連携し、被災事業者の経営再建に向けた人材のマッチングを支援するなど、地域の産業活動の回復に向けた人材確保に努めます。
- ・ 災害時等の事業継続を可能にするため、中小企業の事業継続計画（BCP）策定に向けた取組を支援します。

10-2：企業誘致と新産業の創出

- ・ 農作物加工企業等、農業の推進につながる企業誘致活動の展開を図ります。また、農業者と商業者の連携による、特産の農産物等を活用した加工品の開発・販売等の取組を支援し、所得の向上や雇用の確保を図ります。
- ・ 真備地区での起業を目指す方を応援し、新たな地域活力の創出を促進します。

10-3：地域資源を活かした販路開拓・拡大支援

- ・ 被災した高梁川流域圏の構成市町と連携し、中小企業等が連携して行う地域資源を活用した商品開発や県内外での見本市等への出品等、新たな販路の開拓・拡大に向けた取組を支援し、地域経済の活性化に繋がります。

施策	年度						備考 (主な事業等)
	復興期間					R6年度～	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
10-1 事業所の再建・復興支援	● 中小事業者に対する助成 (被災市内中小企業向け緊急融資制度) (被災事業者事業継続奨励金) R3.3 完了						・被災市内中小企業向け緊急融資制度 取扱期限はR2.11.10まで 金融機関への利子補助は継続 ・被災事業者事業継続奨励金
	● 経営再建に向けた人材マッチング支援 予定						・仕事紹介フェア開催事業
	● 事業継続計画（BCP）策定支援 継続的に実施						・がんばる中小企業応援事業補助金
10-2 企業誘致と新産業の創出	● 農作物加工等の企業誘致・取組事業の支援 継続的に実施						・企業誘致推進事業 ・農商工連携事業
	● 起業家支援 予定						・真備地区創業支援補助金 ・起業家支援事業 (くらしき創業サポートセンター)
10-3 地域資源を活かした 販路開拓・拡大支援	● 販路開拓・拡大支援 継続的に実施						・高梁川流域地域資源活用推進事業 ・高梁川流域圏内企業連携型商品開発事業

11 賑わいと交流の創出

【主要な施策の方向性】

まちの活力の再生に向け、復興商店街や復興イベント等の開催を支援するとともに、農業を核とした交流の促進により、まちの賑わいなどを創出します。

【具体的な取組】

11-1：復興商店街整備及び復興イベントの開催

- ・復興商店街をマービーふれあいセンター敷地内に整備し、本復旧に相当期間着手できない被災事業者の事業再開の場を提供します。
- ・商工会や地域の団体等が取り組む復興イベントや産業の活性化に寄与する交流活動の開催を支援し、復興に向けた機運の醸成と新たな賑わいの創出を図ります。

11-2：農業を核とした交流の促進

- ・農地や農産物等の農業資源を活用し、新たな交流の場を創出することで、交流・滞在人口の増加を図ります。
- ・地域の新鮮な農作物やその加工品を販売・購入等が可能な直売所の開設等を検討します。

施策	年度						備考 (主な事業等)
	復興期間					R6年度～	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
11-1 復興商店街整備及び復興イベントの開催	● 復興商店街整備 R3.3 完了						・復興商店街整備（仮施設設置事業）
	● 復興イベント等の開催支援 適宜実施予定						・まび復興竹あかり等真備船穂商工会主催事業への補助
11-2 農業を核とした交流の促進	● 交流促進事業の検討 可能なものから実施						・地産地消・直売機能強化事業 ・農山漁村交流対策等
	● 農産物直売所等開設の検討・調査・実施						

方針4 地域資源の魅力をのばすまちづくり

長い歴史の中で育まれてきた豊かな自然・歴史・文化等の資源、そしてこれまでの生活の営みの中で培われてきた人と人とのつながりは、真備地区が誇る大きな魅力です。

こうした魅力は復興を支える力となる大きな財産でもあり、いつまでも真備地区にあり続けられるように、活用しながら継承していくことが大切です。真備地区では、これまでもこうした考え方を基本とし、魅力あるまちづくりを進めてきました。

また、田園風景の中に住み、公共施設、医療施設、商業施設等が立地するコンパクトな暮らしの空間は、多くの方が暮らしやすいと感じる魅力ある地域でしたが、今後人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化が進む中では、柔軟に対応しながら、持続的にまちづくりに取り組むことも必要です。

災害からの復興は、こうした真備の魅力をさらに発展させていくとともに、災害前からのまちの課題を解決し、地域資源や復興に向けて取り組む姿を全国にアピールできる大きな機会であると考えます。

このことから、これまでの生活の営みの中で培われてきた人々のつながりと、誇りである豊かな自然と歴史・文化等の地域資源の魅力を今一度見直し、資源の魅力に親しみ、ふれあい、魅力を伸ばしていくなど、「地域資源の魅力をのばすまちづくり」を目指します。

■ 交流人口の拡大

- 地域資源の魅力を体験し、滞在してもらうための取組を推進
- 川を感じ楽しめる空間の整備

■ 未来につながるコンパクトなまちづくり

- 将来のまちづくりを見据えた土地利用計画

【施策の体系：地域資源の魅力をのばすまちづくり】

1 2：豊かな自然と歴史・文化の魅力を発信

- └ 12-1：川を感じ楽しめる空間の整備
- └ 12-2：地域資源の発掘・活用

1 3：未来につながるまちづくり

- └ 13-1：日常生活と暮らしを支える拠点の形成
- └ 13-2：日常生活を支える持続可能な公共交通網の形成
- └ 13-3：田園と調和したまちづくり

【主要な施策の方向性】

吉備真備公・日本遺産の箭田大塚古墳・金田一耕助等，全国レベルの観光資源を活用した取組を進めるとともに，これらの真備の魅力や復興に取り組むまちの姿を全国・世界に発信することで，観光振興の推進や交流人口の拡大と地域魅力のさらなる向上を図ります。

【具体的な取組】

12-1：川を感じ楽しめる空間の整備

- ・ 災害時の防災拠点及び一時避難場所となり，平常時は防災教育の場，住民の憩いの場，交流の場，子どもから大人まで多様な世代が楽しめる場，真備の魅力を発信できる場などとしても活用できる「復興防災公園（仮称）」を，小田川の河川敷等の魅力ある水辺空間と一体的に整備することで，川を感じ楽しめる空間となるよう，川を活かしたまちづくりを進めます。また，その活用や維持管理等においては，住民と協働で取り組みます。

12-2：地域資源の発掘・活用

- ・ 「まきび公園」や「金田一耕助ミステリー遊歩道」等の地域の観光資源を活用した PR 活動を強化し，観光促進や地域のイメージアップを目指します。
- ・ 日本遺産「『桃太郎伝説』の生まれたまち おかやま～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～」の構成文化財に「箭田大塚古墳」が認定されたことを活かし，箭田大塚古墳をシンボリックに活用した魅力発信等，新たな観光資源として磨き上げます。
- ・ 小田川のせせらぎや田園風景，森林空間等，真備地区の豊かな自然資源に触れることができる体験型プログラムを実施するとともに，着地型観光や地域交流を促すコンテンツの導入と支援について検討します。
- ・ 災害ボランティア等の支援者や全国で真備を応援してくださる方々に，復興に向けて取り組む姿を見ていただき，また，様々な体験や交流を通じて真備本来の魅力に触れていただくことで，より強い絆が育まれ，滞在してもらえようような仕組みを検討します。
- ・ 商工会等と連携し，新たなくらしき地域資源（特産品，老舗，魅どころ）を発掘し，従来からあるものと併せて磨き，活用し，発信していきます。

施策	年度						備考 (主な事業等)
	復興期間					R6年度～	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
12-1 川を感じ楽しめる空間の整備	● 川を感じ楽しめる空間の整備						・ 小田川かわまちづくり計画 ・ 復興防災公園（仮称）の整備
12-2 地域資源の発掘・活用	● 地域の観光資源を活用したPR活動の強化						
	継続的に実施						
	● 箭田大塚古墳の魅力発信						・ 日本遺産推進事業
	継続的に実施						
● 地域資源の発掘・磨き・活用・発信						・ くらしき地域資源情報発信事業 ・ 高梁川流域地域資源活用推進事業	
継続的に実施							

13 未来につながるまちづくり

【主要な施策の方向性】

賑わいや交流の促進に向けた拠点づくりや身近な生活を支える機能の向上等、今後の少子高齢化等の社会情勢の変化に対応できる持続可能なまちづくりを推進します。

【具体的な取組】

13-1：日常生活と暮らしを支える拠点の形成

- 今後の人口減少社会においても生活サービスが低下しないように、立地適正化計画に基づき、公共交通の結節点を中心に都市機能と居住を誘導し、暮らしを支える拠点の形成を図ります。

13-2：日常生活を支える持続可能な公共交通網の形成

- コンパクトな拠点市街地の形成と連携し、井原鉄道やコミュニティタクシーの利便性の向上に取り組むなど、日常生活を支え、地区外からの来訪者にとっても利用しやすい持続可能な公共交通網の形成を進めます。

13-3：田園と調和したまちづくり

- 既存の農村コミュニティが維持できるよう、地区計画制度等の活用により、都市計画と農業振興が調和した土地利用を検討します。

施策	年度						備考 (主な事業等)
	復興期間					R6年度～	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
13-1 日常生活と暮らしを支える拠点の形成	● 立地適正化計画の策定 検討・計画策定 → R3.3 策定 居住・都市機能の緩やかな誘導 →						・ 立地適正化計画の策定 ・ 地区計画等の検討
13-2 日常生活を支える持続可能な公共交通網の形成	● 公共交通の利便性の向上 等 継続的に実施 →						・ 倉敷市地域公共交通網形成計画に基づく事業
13-3 田園と調和したまちづくり	● 土地利用の検討 (可能なものから実施) →						・ 地区計画等の検討

方針 5 支え合いと協働によるまちづくり

真備地区が一日も早く復旧・復興し、将来に向けてさらに発展していくためには、復旧・復興への取組の担い手となる住民・事業者・行政等各主体の連携を強化して、まちづくりを行っていく必要があります。

こうした考え方を具現化していくため、復旧・復興に携わる全ての人が復興や地域づくりの担い手として活躍でき、住民・事業者・NPO・各種団体・行政等の各主体がそれぞれの役割に応じた協力して取り組むことができる体制を構築するなど、「支え合いと協働によるまちづくり」を目指します。

【施策の体系：支え合いと協働によるまちづくり】

14：住民主体のまちづくり

- └─ 14-1：協働による復興まちづくりの推進
- └─ 14-2：地域の復興を支える人づくり

15：国・県・市の連携による情報提供

- └─ 15-1：関係機関との情報共有
- └─ 15-2：復興計画に基づく取組に関する情報の発信

【主要な施策の方向性】

高齢者、障がい者、子ども、若者等、様々な人がまちづくりの活動に携わるとともに、住民、事業者、NPO、各種団体、行政等が相互に連携し、復旧・復興に関わる全ての人が主体的にまちづくり活動に参画できる体制づくりを行います。

【具体的な取組】

14-1：協働による復興まちづくりの推進

- ・ 建設型仮設住宅でのコミュニティの形成をサポートする交流イベントの実施やみなし仮設住宅の居住者等がまちの人に会える場所づくり、真備地区内外で生活する住民及び真備地区に戻った住民が交流し、憩い、集うことができる機会の確保等ができるよう支援します。
- ・ 真備地区を離れている方との繋がりを維持するなど、コミュニティ再建に向けて、真備7地区のまちづくり推進協議会の活動等を支援し、地域の活性化を図ります。
- ・ 地域課題の解決に向けて、各地区のまちづくり推進協議会や各種団体、市民活動団体等が行う活動を支援し、住民主体の地域づくりを推進します。
- ・ 地域の各種団体が地域づくりの担い手として、互いに支え合い、地域が一体となって活動が進められる体制づくりを支援します。

14-2：地域の復興を支える人づくり

- ・ 復興活動を支援するため、専門家等による講演やシンポジウムの開催等により、地域の主体的な学習機会の拡充を推進することで、地域の復興を支える人材の育成を図ります。
- ・ 地域の復興を産業面から応援するための地域おこし協力隊を配置し、被災事業者の復興状況の把握に努めるとともに、真備ブランドの構築を図ります。

施策	年度						備考 (主な事業等)
	復興期間					R6年度～	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
14-1 協働による復興まちづくりの推進	● 被災者の交流機会の創出						・生活支援コーディネーター事業
	継続的に実施						
	● 地域コミュニティの再建支援・活性化						・コミュニティ活動推進事業
	継続的に実施						
	● 地域課題の解決に取り組む団体等への支援						・コミュニティ活動推進事業 ・市民企画提案事業 ・協働のまちづくり推進事業
	継続的に実施						
14-2 地域の復興を支える人づくり	● 地域の主体的な学習機会の拡充（講演会等）						
	継続的に実施						
	● 地域おこし協力隊の配置						・真備地区産業復興推進事業
	募集 継続的に活動						

15 国・県・市の連携による情報提供

【主要な施策の方向性】

国・県・市が連携し、復興計画に掲げる復旧・復興の取組やその進捗状況等の情報を共有するとともに、様々な媒体を活用し、広く、分かりやすく提供していきます。

【具体的な取組】

15-1：関係機関との情報共有

- 国や県が進める復旧・復興の各プロジェクトに関する情報について、事業関係者間での共有を図るため、関係機関での連絡会議を開催します。また、各事業の進捗状況を見える化し、関係者間で共有することにより、各取組の連携の強化を図ります。

15-2：復興計画に基づく取組に関する情報の発信

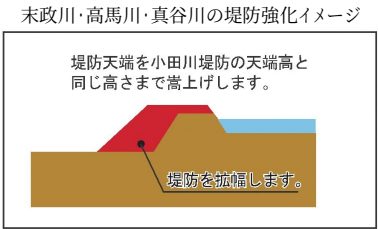
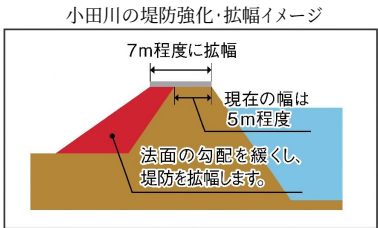
- 復興計画に基づく復旧・復興に向けた各種施策の取組やその進捗状況等を正確かつ丁寧に周知できるようホームページや広報紙等を活用し、分かりやすく情報提供していきます。また、広く全国へ発信すべき取組等については、ソーシャルメディア等を活用した情報発信に努めます。

施策	年度						備考 (主な事業等)
	復興期間					R6年度～	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
15-1 関係機関との情報共有	● 関係機関との情報共有						
	継続的に実施						
15-2 復興計画に基づく取組に関する情報の発信	● 復興計画に基づく取組に関する情報の発信						
	継続的に実施						

復興に向けた主な施策(ハード事業)

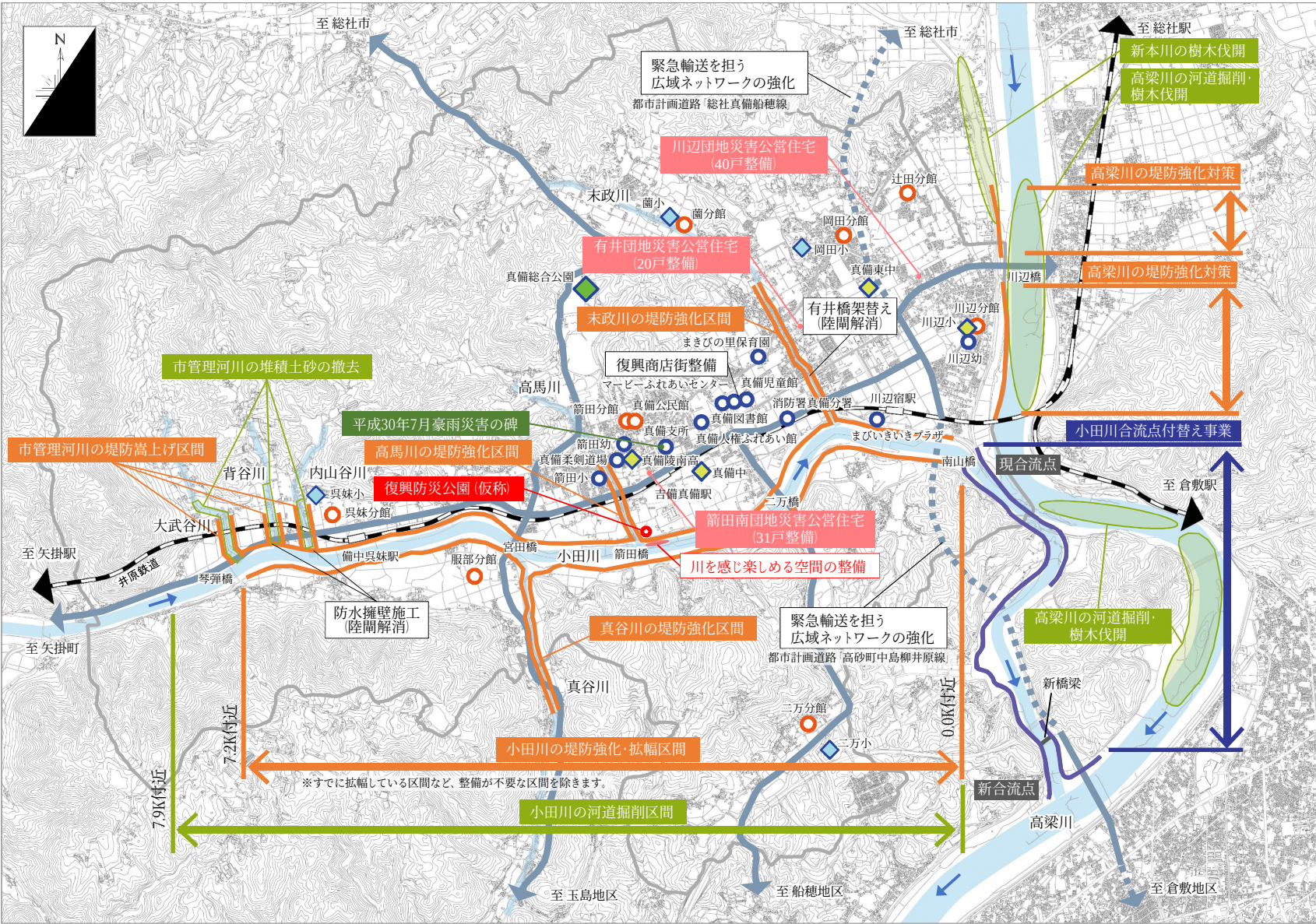
凡 例

- 鉄道軸
- 主要幹線道路軸
- 主要幹線道路軸 (未整備区間)
- 広域避難場所
- 指定避難所 (小学校・浸水対応)
- 浸水時緊急避難場所(新設)
- コミュニティ拠点 (公民館分館)
- その他の公共施設 (復旧する施設)
- 真備地区界



【その他の主な施策 (ハード事業)】

治水 対策	内水排除対策 (仮設ポンプ設置等)
	陸閘等の治水施設等の改善
	低利用ため池の廃止・統合
防災 対策	安全な避難経路の確保 (歩道橋の解消等)
	避難所施設の環境整備
農業 振興	農地・農業用施設の復旧
	農地の集積・集約化、大規模化
	農業を核とした交流の場の創出
	農産物直売所等の開設



※河川の計画については、今後の詳細な測量・設計等により変更する場合があります。

第4章 復興計画の推進に向けて

1 計画の推進体制の構築

今回の豪雨災害からの復旧・復興にあたっては、行政はもとより、住民、事業者、NPO、各種団体等、復興に関わる全ての人々が主体的にまちづくりに参画し、連携・協力できる推進体制を構築し、それぞれ役割に応じた強みが生かせるように、互いに支えあいながら、復興に向けた取組を着実に推進していきます。

■ 住民・地域等との協働

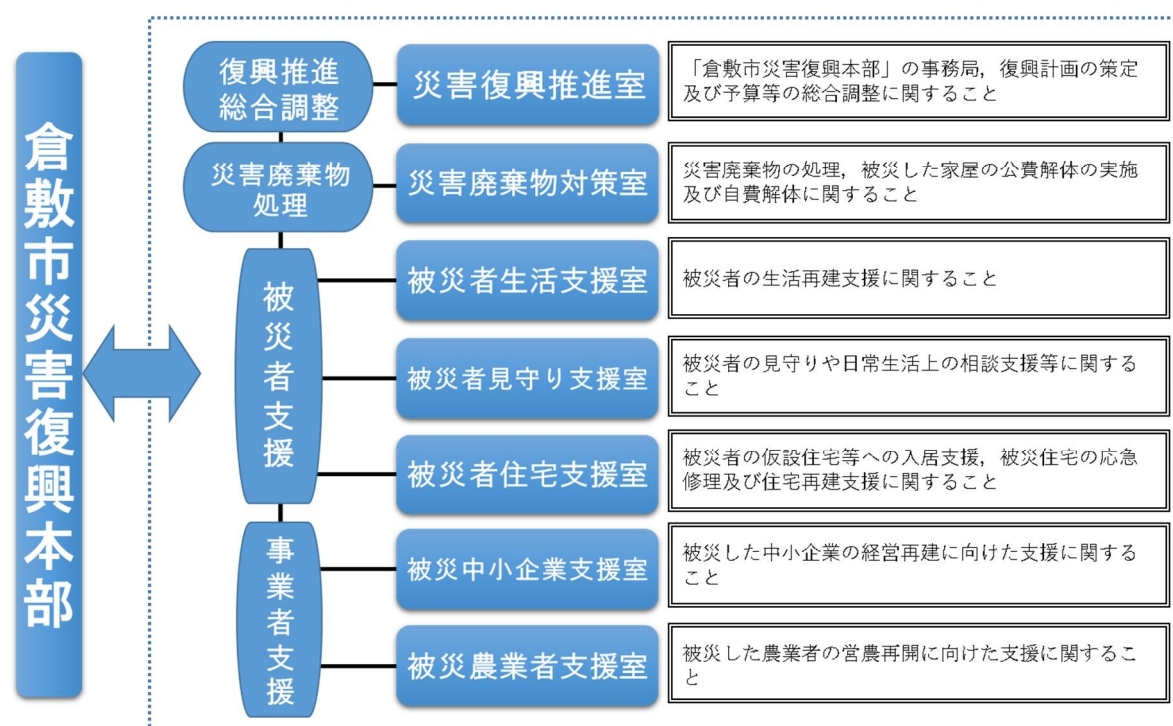
住民や地域における自助・共助や協働による取組、ボランティアによる被災者の生活再建や福祉など、様々な分野での支援活動等、多様な主体が連携し復興を推進します。

復興の推進にあたっては、高齢者、障がい者、女性、若者や子ども、外国人等多様な住民の意見が反映されるよう配慮するとともに、これらの多様な住民が復興の担い手として力を発揮できるよう支援します。

■ 庁内の連携

計画に掲げた施策は、庁内の複数の部署が関わっており、また、多くの施策・事業を速やかにかつ計画的に実施していく必要があるため、被災者の支援等、復興業務を専門に行う部署を中心に、庁内の連携・協力体制の一層の強化を図るとともに、市長を本部長とする「倉敷市災害復興本部」において、組織を横断した連絡調整及び総合的な進捗管理を行います。

平成30年7月豪雨災害からの復興に向けた組織体制



■ 国・県・他市町・大学等との連携

緊急的な河川改修事業等，国・県・市が進める事業が着実に推進出来るよう，引き続き国・県と情報共有や連携を図るとともに，高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会の枠組みを活用して，高梁川流域の市町とも広域的に連携・協力していきます。

また，復興に向けた取組をさらに具体化し実施するうえで，学識経験者等の専門的な知見や経験が必要となることから，住民への防災教育，防災訓練，地区防災計画の作成支援・産業の再興等において，大学等と連携・協力していきます。

■ 各主体の果たすべき役割

復興計画に基づく各種事業の実施あたっては，行政だけでなく，住民，事業者，NPO，各種団体等，復興に関わる全ての人が主体的に取り組む必要があるため，それぞれが果たすべき役割を明確にしながら，協働による復興を推進していきます。

住民は，各地区のコミュニティとともに復興の主役であることを認識し，各基本方針の実現に向けて主体的に関わることが求められます。

事業者は，企業活動を通じた復興だけでなく，民間のノウハウや社会貢献活動等を通じた復興への支援が期待されます。

NPO，各種団体は，行政や企業が担うことができない分野，機動力や自由な発想による復興への支援が期待されます。

行政は，各種施策の実施とともに，これらの各主体が相互に連携し，復興に協力して取り組むことができるよう，協働の体制づくりを進めます。また，復興の状況を復興に関わる全ての人へ広く発信するとともに，住民提案等の意見が反映できる体制を構築します。

2 計画の進捗管理

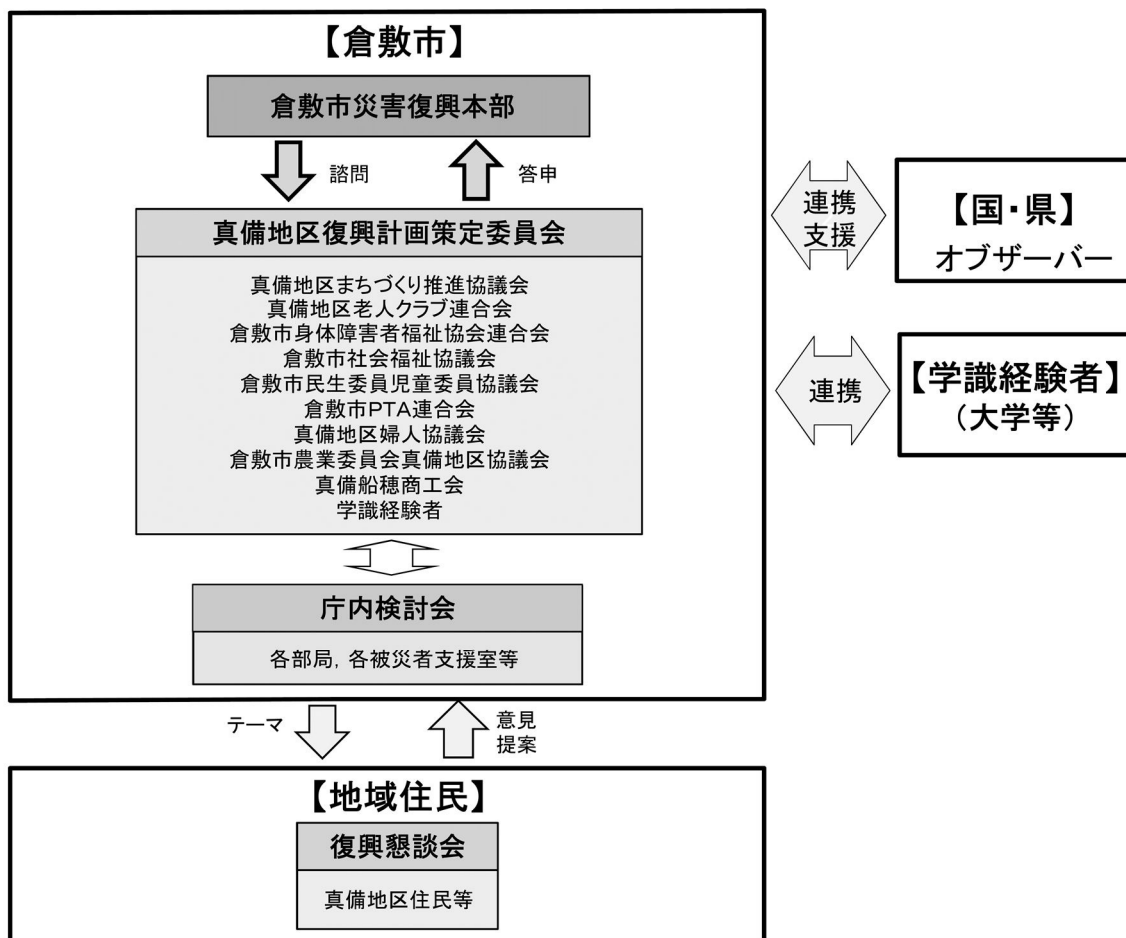
復興に向けた取組をより着実に遂行していくため，復興計画に基づく事業の進捗状況を把握・評価するとともに，より良い復興が早期に進むよう，住民等の意見を反映しながら，毎年度，取組の見直しや，復興の段階に応じた新たな取組を実施していきます。

真備地区復興計画 (資料編)

1 真備地区復興計画策定までの流れ

年	月	真備地区復興計画策定委員会	市民参画
平成 30 年	7	倉敷市災害対策本部設置 (7月5日)	
	8		
	9	倉敷市災害復興本部設置 (9月3日)	
	10		
	11	●第1回 策定委員会 (11月21日)	●第1回復興懇談会 (11月3日・4日・10日)
	12	●第2回 策定委員会 (12月20日) 真備地区復興ビジョンの策定・公表 (12月27日)	
平成 31 年	1	●第3回 策定委員会 (1月30日)	●真備地区の復興に向けた 住民意向調査 ●第2回復興懇談会 (1月14日) ●復興ビジョン説明会 (1月18日・20日)
	2		●パブリックコメント (2月8日～3月4日)
	3	●第4回 策定委員会 (3月18日) 真備地区復興計画の策定・公表 (3月25日)	

(1) 真備地区復興計画策定に向けた検討体制



(2) 真備地区復興計画の策定経過

時期	事項	内容
平成 30 年 11 月 21 日	第 1 回真備地区 復興計画策定委員会	・ 真備地区の特性・現況について ・ 復興懇談会の開催・ご意見について ・ 復旧・復興に向けたまちの課題について ・ 復興計画策定の目的・構成・スケジュールについて
平成 30 年 12 月 20 日	第 2 回真備地区 復興計画策定委員会	・ 真備地区復興ビジョン（案）について
平成 31 年 1 月 30 日	第 3 回真備地区 復興計画策定委員会	・ 真備地区復興ビジョンの公表後の復興懇談会の開催状況について ・ 復興計画策定に向けた調査の実施結果（速報）について ・ 真備地区復興計画（素案）について
平成 31 年 3 月 18 日	第 4 回真備地区 復興計画策定委員会	・ 真備地区復興計画（案）について

(3) 倉敷市真備地区復興計画策定委員会条例

(目的及び設置)

第1条 平成30年7月豪雨災害からの復興に関する基本的な考え方及び主要な施策等を定める倉敷市真備地区復興計画を策定するため、倉敷市真備地区復興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、復興計画の策定に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 公共的団体の役員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(4) 真備地区復興計画策定委員会委員名簿

(平成30年11月21日現在：敬称略)

区分	氏名	団体・役職等
住民自治組織 の代表者	○ 奥田 隆志	真備地区まちづくり推進協議会 菌地区 会長
	神崎 均	真備地区まちづくり推進協議会 二万地区 会長
	横溝 哲	真備地区まちづくり推進協議会 川辺地区 会長
	黒瀬 正典	真備地区まちづくり推進協議会 岡田地区 会長
	山口 敦志	真備地区まちづくり推進協議会 箭田地区 会長
	坂本 博	真備地区まちづくり推進協議会 呉妹地区 会長
	中尾 研一	真備地区まちづくり推進協議会 服部地区 会長
公共的団体の 代表者	野田 俊明	倉敷市真備地区老人クラブ連合会 会長
	岩崎 美佳子	倉敷市身体障害者福祉協会連合会 副会長
	森本 常男	倉敷市社会福祉協議会 評議員
	浅野 静子	倉敷市民生委員児童委員協議会 監事
	平子 ユリ子	倉敷市PTA連合会 副会長
	松王 資子	真備地区婦人協議会 会長
	諏訪 愿一	倉敷市農業委員会 真備地区協議会 会長
	中山 正明	真備船穂商工会 副会長
	妹尾 洋子	真備船穂商工会 女性部 部長
	佐藤 通洋	真備船穂商工会 青年部 部長
学識経験を有 する者	● 三村 聡	岡山大学地域総合研究センター センター長 大学院社会文化科学研究科 教授
	加藤 孝明	東京大学生産技術研究所 准教授
	橋本 成仁	岡山大学大学院環境生命科学研究科 准教授
オブザーバー	湯浅 丈司	国土交通省 中国地方整備局岡山河川事務所 高梁川・小田川災害復旧対策出張所長
	辻野 満	国土交通省 中国地方整備局建政部 都市・住宅整備課長
	堀井 修一	岡山県 備中県民局建設部長

●：委員長 ○：副委員長

(5) 真備地区復興計画策定に向けた市民参画

① 復興懇談会・復興ビジョン説明会

本計画策定にあたり、真備地区の住民の方々のご意見をお伺いし、本計画の検討に反映させることを目的とした第1回復興懇談会を、2018年12月27日に策定・公表しました「真備地区復興ビジョン」の説明や「復興計画」策定に向けた住民の皆様からのご意見をお伺いすることを目的とした第2回復興懇談会、復興ビジョン説明会を実施しました。

	実施日時	実施場所	人数
第1回 復興懇談会	平成30年11月3日 13:00～14:30（二万地区住民対象） 15:30～17:00（岡田地区住民対象）	真備保健福祉会館 3階大会議室	約500人
	平成30年11月4日 10:00～11:30（呉妹地区住民対象） 13:00～14:30（菌地区住民対象） 15:30～17:00（箭田地区住民対象）		
	平成30年11月10日 10:00～11:30（服部地区住民対象） 13:00～14:30（川辺地区住民対象）		
第2回 復興懇談会	平成31年1月14日（全地区住民対象） 1回目 10:00～12:00 2回目 14:00～16:00	倉敷市立菌小学校 体育館	約240人
復興ビジョン 説明会	平成31年1月18日（全地区住民対象） 13:30～15:30 平成31年1月20日（全地区住民対象） 13:30～15:30	真備公民館 1階大集会室	約170人

▼ 第2回復興懇談会の状況



② パブリックコメント

真備地区復興計画（素案）に対するパブリックコメントの結果は次のとおりです。

意見募集期間	平成31年2月8日～3月4日
提出者数	433名

2 真備地区復興計画の推進に向けて

(1) 真備地区復興計画推進委員会の開催

実施時期	内容
令和元年 11 月 11 日	・ 真備地区の復旧・復興に向けた取組状況について ・ 真備地区復興懇談会における主な意見について ・ 真備地区復興計画の推進に向けて
令和 2 年 11 月 10 日	・ 真備地区の復旧・復興に向けた取組状況について ・ 真備地区復興懇談会における主な意見について ・ 真備地区復興計画の推進に向けて

(2) 倉敷市真備地区復興計画推進委員会条例

(目的及び設置)

第 1 条 平成 30 年 7 月豪雨災害からの復興に向けて、倉敷市真備地区復興計画（以下「復興計画」という。）に基づく事業を着実に推進するため、倉敷市真備地区復興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 復興計画に基づく事業の実施に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、復興計画の推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 公共的団体の役員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市議会の議員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(3) 真備地区復興計画推進委員会委員名簿

(令和2年11月10日現在：敬称略)

区分	氏名	団体・役職等	備考
住民自治組織 の代表者	中尾 研一	真備地区まちづくり推進協議会 服部地区 会長	副委員長
	山口 敦志	真備地区まちづくり推進協議会 箭田地区 会長	
	黒瀬 正典	真備地区まちづくり推進協議会 岡田地区 会長	
	高槻 素文 (坂本 博)	真備地区まちづくり推進協議会 呉妹地区 会長	(R元年度)
	加藤 良子 (横溝 哲)	真備地区まちづくり推進協議会 川辺地区 会長	(R元年度)
	中山 悍慈 (奥田 隆志)	真備地区まちづくり推進協議会 菌地区 会長	(R元年度)
	神崎 均	真備地区まちづくり推進協議会 二万地区 会長	
公共的団体の 代表者	野田 俊明	倉敷市真備地区老人クラブ連合会 会長	
	徳田 智恵子	倉敷市身体障害者福祉協会連合会 真備地区副会長	
	山下 新一郎	倉敷市社会福祉協議会 評議員	
	浅野 静子	倉敷市玉島地区民生委員児童委員協議会 会長	
	小倉 智美	倉敷市PTA連合会 顧問	
	松王 資子	真備地区婦人協議会 会長	
	白神 勇 (諏訪 愿一)	倉敷市農業委員会 真備地区協議会 会長	(R元年度)
	中山 正明	真備船穂商工会 副会長	
	妹尾 洋子	真備船穂商工会 女性部 部長	
	中山 和幸	真備船穂商工会 青年部 部長	

学識経験を有する者	三村 聡	岡山大学地域総合研究センター センター長 大学院社会文化科学研究科 教授	委員長
	加藤 孝明	東京大学生産技術研究所 教授	
	橋本 成仁	岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授	
市議会議員	斎藤 武次郎	倉敷市議会 議長	
	三村 英世	倉敷市議会 副議長	
オブザーバー	桝谷 有吾	国土交通省 中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所 所長	
	濱田 賢太郎 (辻野 満)	国土交通省 中国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課長	(R元年度)
	有路 稔 (堀井 修一)	岡山県 備中県民局建設部長	(R元年度)

(4) 真備地区復興計画推進に向けた市民参画

① 復興懇談会

本計画の推進にあたり、真備地区の住民の方々のご意見をお伺いし、本計画の見直し等に反映させることを目的とした復興懇談会を実施しました。

	実施日時	実施場所	人数
令和元年度 復興懇談会	令和元年 10 月 26 日（全地区住民対象） 13:00～15:00	倉敷市立蘭小学校 体育館	約 60 人
	令和元年 10 月 27 日（全地区住民対象） 13:00～15:00		
令和 2 年度 復興懇談会	令和 2 年 10 月 31 日（全地区住民対象） 13:00～15:00	倉敷市立箭田小学校 体育館	約 70 人
	令和 2 年 11 月 1 日（全地区住民対象） 13:00～15:00		

② パブリックコメント

真備地区復興計画（改定案）に対するパブリックコメントの結果は次のとおりです。

	意見募集期間	提出者数
令和元年度	令和 2 年 2 月 1 9 日～3 月 1 0 日	2 6 名
令和 2 年度	令和 3 年 2 月 1 日～2 月 2 2 日	4 名

3 用語の解説

あ行

異常気象

気温・降水量等が過去 30 年以上にわたって観測されなかったほどの値を示す等、まれに発生する気象。多くは災害を伴う。

インフラ（都市基盤）

インフラストラクチャーの略。道路、鉄道、公園、上下水道、河川等の都市の骨格を形成する根幹的な都市施設。

NPO（Non Profit Organization）

ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

か行

開発許可

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を担保し、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的とした制度。良質な宅地水準を確保するための技術基準と、市街化調整区域では許可できる開発行為の類型を限定する立地基準からなる。市街化区域においては 1,000 m²以上、市街化調整区域においては全ての開発行為について原則として許可を要することとなっている。

カウンセリング

社会生活において個人のもつ悩みや問題を解決するため、精神医学・心理学等の立場から協力し助言を与えること。

仮設住宅

災害で家屋を失い、自力での住宅確保が困難な被災者のために、行政が貸与する仮の住宅。

危機管理型水位計

スマートフォン等を使用し自宅近くの河川水位情報をリアルタイムで入手することができる水位計。地域住民が自らの確な避難行動をおこすため、国土交通省が、「洪水時に特化した低コストな水位計」として官民連携で開発したもの。

狭^{きょうあい}隘道路

法律上の定義はないが、建築基準法第 4 2 条第 2 項・第 3 項の指定を受けた道幅が 4 m に満たない道路（2 項道路・3 項道路）、未指定の通路等のこと。

共助

たすけあい。防災対策や災害対応を考えるうえでの考え方で、地域の災害時要援護者の避難に協力したり、近隣が互いに助け合って地域を守ること。

協働

複数の主体が一つの目標に向かって、力を合わせ活動すること。

減災

被害の発生を完全に防ぐことが出来ないため、いざ災害が発生した場合には、発生し得る被害を最小限に食い止めるための施策や取組。例として、対応活動マニュアルの作成や、救出・救助・避難訓練等の取組が挙げられる。

公助

市町村や消防・警察等による救助活動や支援物資の提供等、公的支援のこと。

交通弱者

自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者等、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人。とくに公共交通機関が整備されていないため、買い物等日常的な移動にも不自由を強いられている人。

コミュニティ

一定の地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団。地域社会。共同体。

コミュニティタクシー

タクシー車両等を用いて、設定されたコース（停留所）を決められた時間に運行する乗合タクシー。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅

平成23年「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設された登録制度に基づく住宅で、高齢者が安心して居住できるよう、バリアフリー構造はもとより生活相談・安否確認サービスを備えた住宅。

災害公営住宅

災害で家屋を失い、自力での住宅確保が困難な被災者のために、地方公共団体が国の補助を受けて供給する住宅。

災害時受援計画

大規模災害時に、市単独での対応が困難な場合に、国や他都市等からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための計画。

災害時連携協定

地震や水害等の大規模災害発生時における人的・物的支援について、地方公共団体間もしくは地方公共団体と民間事業者等との間で締結される協定のこと。

災害ハザードマップ

洪水や津波、土砂災害等の災害発生に備え、被害の予想区域や程度、避難場所等を示した地図のこと。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づき、地域住民が自主的に結成する組織をいう。

自助

日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分の力で自分の身を助けること。

集落営農

集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織のこと。

スクールカウンセラー

児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。

ソーシャルメディア

情報通信技術を活用した個人からの情報発信機能及び他者とのコミュニティ機能を備えた、社会的な交流要素を持つメディアのこと。ブログ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画共有サイト等が当てはまる。

ソフト

人の働きや仕組み等、直接目には見えない、“コト”としての要素。防災対策としてのソフトという意味では、「構造物によらない被害軽減手法」のこと。

た行

多機関連携型タイムライン

河川やダムの管理者をはじめ、市町村や関係機関が、災害が発生した時の被害や地域への影響を想定し、各機関が共通の認識のもと、災害が発生すると予測された時に、人的及び経済的被害を最小化するため、事前の準備として「いつ」「だれが」「何を」するのかを、時系列的にとりまとめた「事前防災行動計画（台本：シナリオ）」のこと。

田んぼダム

田んぼの排水口の既存のせき板の上部に小さな穴の開いたせき板を設置し、水路への水の流出を抑制することでダムの役割を果たす田んぼのこと。多くの田んぼで取り組むことで、大雨の時に水田内に水を貯留させ下流域の洪水を軽減させる効果がある。

地域おこし協力隊

人口減少や高齢化が著しい地域において、地域外の人材を積極的に誘致して定住を図り、地域力の向上を図る総務省の制度のこと。

地域防災計画

災害対策基本法に基づき、災害発生時の応急対策や復旧等災害にかかわる事務・業務に関して総合的に定めた計画。

地区計画

建築物の建築形態、公共施設等の配置等から、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる計画であり、都市全体の観点から適用される地域地区制度と個別の建築物の規制を行う建築確認制度の中間に位置付けられる地区レベルのきめ細かな計画。

地区防災計画

災害対策基本法に基づき、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が共同して行う自発的な防災活動に関する計画。

着地型観光

旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する形態のこと。

トイレトレーラー

災害時の利用を想定した移動設置型トイレ。牽引して設置するだけですぐに利用が可能。

都市機能

生活圏域の中心部に立地するような、商業・業務・文化・レクリエーション・行政窓口施設等の各種サービス機能。

都市基盤

⇒インフラ

都市計画道路

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動と良好な都市環境を確保するため、都市計画法に基づき計画決定した道路。

都市計画マスタープラン

より地域に密着した都市計画に関する事項を主とする市町村の都市計画に関する基本的な方針を定める計画。市町村が策定する。

な行

内水

堤防で守られた堤内地（堤防の内側の土地で人がすんでいる場所）にある水のこと。豪雨時に堤内地に、雨水がたまり、建物や土地・道路が水につかってしまうことを「内水氾濫」という。

日本遺産

地域の歴史的魅力や特色を活かし、日本の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもの。

認定農業者制度

農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするもの。

は行

ハード

施設や設備、道具等、“モノ”としての要素。防災対策としてのハードという意味では、「なんらかの構造物による被害軽減手法」のこと。

排水機場

内水被害を防止するため、ポンプによって河川又は用水路の雨水等を、河岸又は堤防を横断して排水するために、河岸又は堤防の付近に設けられる施設。

避難路

避難地又はそれに相当する安全な場所に住民が速やかに避難できるよう道路、緑地又は緑道を配置したもの。

樋門

堤内の排水又は用水の取水等のために堤防に管渠を設置し、それを開閉する施設。

防災士

自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したとして認定特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した人。

防災出前講座

自主防組織の結成等について、職員が地域に出向いて講座を開講している取組。

ま行

マイタイムライン

台風や大雨の水害等、これから起こるかもしれない災害に対し、一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせて、「いつ」「誰が」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した自分自身の防災行動計画のこと。

マスメディア

テレビ、ラジオ、新聞等大衆に向けて伝達する媒体。

真備緊急治水対策プロジェクト

真備地区の復旧・復興を目指し、令和5年度末を完了目標に、国土交通省中国地方整備局・岡山県・倉敷市が平成31年2月に共同で策定・公表した計画。

具体的には、小田川合流点付替え事業を柱とする河川改修事業（防災対策：ハード）と「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指して関係機関や地域住民と協働で取り組む（減災対策：ソフト）が一体となった計画。

マンホールトイレ

下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。

「水防災意識社会」の再構築

近年、気候変動等の影響により、大規模な浸水被害が全国各地で多発していることから、住民・行政等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えをこれまで以上に共有し、万が一氾濫した場合でも被害の軽減を図るため、避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会を再び作り上げること。

や行

要援護者

災害時の情報収集や避難行動を自力のみでの実施が困難で、まわりの人の手助けが必要な人。

揚水機場

農業用水として利用するため、ポンプによって河川の水を吸い上げるために、河岸又は堤防の付近に設けられる施設。

ら行

りっこう 陸開

やむを得ない理由で、堤防が連続していない場合、あくまでも暫定的な措置として、洪水や高潮時に堤防の機能を確保するために締め切ることのできる施設。

立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして、地方公共団体が策定する計画。市町村マスタープランの高度化版として位置づけられる。

リバースモーゲージ

所有する不動産を担保とした融資制度で、高齢者を対象とするもの。存命中は毎月の利子のみを支払い死亡時に担保となっている不動産を売却する等の方法により元金を一括返却する。

6次産業

「6次産業」という言葉の6は、農林漁業本来の1次産業だけでなく、2次産業（工業・製造業）・3次産業（販売業・サービス業）を取り込むことから、1次産業の1×2次産業の2×3次産業の3のかけ算の6を意味する。

【問い合わせ先】

倉敷市建設局災害復興推進室

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田 640 番地

TEL：086-426-3460 FAX：086-421-1600

E-mail：reprm@city.kurashiki.okayama.jp



倉敷市災害復興推進室 HP